

## 茨城県最低賃金が「時間額 851 円」に

茨城県最低賃金は、

**令和 2 年 10 月 1 日（木）から時間額 851 円（2 円引上げ）**

に改正されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室（電話 029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

[茨城県の最低賃金 茨城労働局](#)

[検索](#) ↖

最低賃金引上げに向けた事業者への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

### 1. ワン・ストップ無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

### 2. 業務改善助成金

お問合せは、上記センター又は、

茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294）

### 3. キャリアアップ助成金

お問合せは、

茨城労働局職業対策課（電話 029-224-6219）